

## ○宮代町空家等対策協議会条例（改正案）

## （設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第~~7~~8条第1項の規定に基づき、宮代町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）法第~~6~~7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- （2）法第2条第2項に規定する特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- （3）**法第13条第1項に規定する管理不全空家等の認定及び管理不全空家等に対する措置の方針に関する事項**
- （4）前~~2~~3号に掲げるもののほか、空家等に関する施策の推進に関し町長が必要と認める事項

## （組織）

第3条 協議会は、町長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、法第~~7~~8条第2項に掲げる者のうちから町長が任命する。

## （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその

職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、協議会を招集するいとまがないと認められるときは、会長は議決すべき事項を専決処分することができる。

5 前項の規定による専決処分は、会長は、次の協議会において報告しなければならない。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、環境資源課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項本文の規定に関わらず、この条例の施行の日以後最初に任命する

委員の任期は、任命した日から令和7年3月31日までとする。